

## 茅室町成年後見制度利用支援事業実施要綱取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、茅室町成年後見制度利用支援事業実施要綱（以下「要綱」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

#### (要綱第9条に基づく申立て及び請求の方法)

第2条 要綱第9条第1項に規定する申立ては、審判申立費用に関する上申書（第1号様式）により行うものとする。

2 要綱第9条第2項に規定する請求は、後見開始等の審判請求に要した費用の請求について（第2号様式）により行うものとする。

#### (要綱第11条第1項に規定する者の基準)

第3条 要綱第11条第1項第1号に規定する報酬を負担することが困難であると認めた者は、次に掲げる要件に該当する者とする。

(1) 申請時において、被後見人等が保有する預貯金、現金、有価証券等（以下「預貯金等」という。）の合計額から、報酬付与決定額を控除した額が30万円未満であること。

(2) 現に被後見人等が居住する家屋その他日常に必要な資産以外に、資金化して報酬の支払いに充てることができる被後見人等の適当な資産がないこと。

2 要綱第11条第1項第2号に規定する報酬を負担することが困難であると認めた者は、前項各号に掲げる要件に該当する者のうち、申請月の属する年度に置いて、被後見人等及び被後見人等の属する世帯の全員が町民税非課税である者とする。

#### (要綱第12条の規定に基づく報酬の助成額の算定)

第4条 要綱第12条に規定する施設等とは、次に掲げるものとする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）で定める保護施設

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）で定める障害者支援施設

(3) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）で定める老人福祉施設

(4) 介護保険法（平成9年法律第123号）で定める介護保険施設

(5) 医療法（昭和23年法律第205号）で定める医療提供施設に、3ヶ月を超えて入院した場合

(6) 前各号の類似施設で町長が認める施設

2 要綱第12条に規定する助成額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 預貯金等の額が30万円未満の場合は、報酬額と助成上限額とを比較して少

## ない額

(2) 預貯金等の額が30万円以上の場合は、次に掲げる額

ア 30万円に報酬額を加算した額から預貯金等の額を減じた額が助成上限額を上回る場合は、助成上限額

イ 30万円に報酬額を加算した額から預貯金等の額を減じた額が助成上限額を下回る場合は、30万円に報酬額を加算した額から預貯金等の額を減じた額

(3) 第2項第1号の助成上限額を算定するに当たり、報酬付与の対象期間中に施設等に入所している期間と居宅の期間が混在する月がある場合は、当該月の2分の1以上を占めた生活の場の区分に係る基準を適用するものとし、同数の場合は居宅の基準を適用するものとする。

(4) 報酬を算定する期間のうち、月の途中で開始し、又は終了する月の報酬の助成額は、要綱第12条に基づく基準額にその月の対象期間の日数を乗じて得た額を、その月の日数で除して得た額（1円未満切り捨て）とする。

## 附 則

この要領は、平成28年9月1日から施行する。